

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2998号)

令和5年6月22日

横情審答申第2998号

令和5年6月22日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年9月1日環創南公第1165号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「1. レポートでは特定自治会の主催する運動会に参加して怪我をしたと
されているA作業員について調査を依頼しておいた。2. また、当該レポ
ートでは過去にB作業員が負傷しており、これについても調査を依頼しておい
た。これらふたつの事案にかかわる関係当局の調査において作成した、調査
の内容・結果・処置、調査した日時等、調査にかかわる一切合切の書類（メ
モを含む）」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「1. レポートでは特定自治会の主催する運動会に参加して怪我をしたとされているA作業員について調査を依頼しておいた。2. また、当該レポートでは過去にB作業員が負傷しており、これについても調査を依頼しておいた。これらふたつの事案にかかわる関係当局の調査において作成した、調査の内容・結果・処置、調査した日時等、調査にかかわる一切合切の書類（メモを含む）」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「1. レポートでは特定自治会の主催する運動会に参加して怪我をしたとされているA作業員について調査を依頼しておいた。2. また、当該レポートでは過去にB作業員が負傷しており、これについても調査を依頼しておいた。これらふたつの事案にかかわる関係当局の調査において作成した、調査の内容・結果・処置、調査した日時等、調査にかかわる一切合切の書類（メモを含む）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年6月15日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件審査請求に係る運動会が開催された横浜市の特定期園は、指定管理者が管理運営をしている公園であり、指定管理者は、公園の管理運営状況等について報告書を作成し、横浜市環境創造局公園緑地部南部公園緑地事務所（以下「南部公園緑地事務所」という。）に提出している。この報告書については、年度報告書、四半期報告書及び月報（これらを以下「各種報告書」という。）にまとめられたものの提出を受けている。本件開示請求を受け、指定管理者からこれまでに提出された各種報告書を確認し

たが、本件審査請求文書に該当するものは見当たらなかった。

また、指定管理者の職員が労働災害により負傷した場合などは、法令に基づき指定管理者が直接労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出することから、南部公園緑地事務所においてはそのけが又は負傷についての文書は作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 調査をした、しないにかかわらず、なんらかの文書があるはずであり、その開示を求める。
- (3) A作業員が運動会のときに怪我をしたのであれば、そして、その怪我が長期の休養・リハビリを必要とするものであれば、横浜市が知らないことはすこぶる不自然というより、異常なことと言ってよい。
- (4) 労働災害が発生した時には、当該施設を管轄する部署は負傷の程度にかかわらず、全ての災害を掌握して、これらの事故の再発防止に努める努力を普段から怠ることがあってはならない。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 公園の指定管理者制度について

横浜市では、公園の管理に関する業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第28条の2により、指定管理者制度を導入している。この場合、施設の管理権限を指定管理者に委任し、地方自治体は行使しないことが可能であり、特定公園もその方式により管理運営されている。

特定公園の指定管理者は、平成26年4月1日から指定管理者として指定されている。指定期間は、同日から平成31年3月31日まで、同年4月1日から令和5年3月

31日まで及び同年4月1日から令和10年3月31日までであり、それぞれの指定期間開始前に基本協定書を締結している。

基本協定書では、指定管理者は、各種報告書を作成し提出しなければならないこととされている。各種報告書は公園を所管する公園緑地事務所に提出することとされており、特定公園を所管するのは南部公園緑地事務所である。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載内容から、平成30年特定月日に実施された特定自治会防災運動会においてけがをした指定管理者の職員であるA及び審査請求人が平成27年特定月日に受傷したと主張する同じく職員であるBの負傷の調査において実施機関が作成した、調査の内容、結果、処置、調査した日時その他調査に関する文書と解される。

(4) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関の説明によれば、指定管理者の職員が負傷した場合の労働基準監督署への報告義務を負うのは指定管理者とのことである。また、指定管理者から南部公園緑地事務所へ提出された各種報告書を確認しても本件審査請求文書に該当するものは提出されていない（ただし、平成27年度の各種報告書は廃棄済みのため確認できず。）し、審査請求人からのメールを受けての調査等も行っていないので、本件審査請求文書は取得も保有もしていないとのことであった。これらを踏まえ、当審査会としては、次のように判断する。

イ 労働者死傷病の報告書について

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条第1項では、「事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない」と規定しており、労働者についての死傷病報告義務は「事業者」に課せられている。ここでいう「事業者」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号において「事業を行う者で、労働者を使用するものをいう」と定義している。

指定管理者の職員の使用者は、指定管理者であって横浜市ではないので、実施機関が当該報告書を作成する理由はない。したがって、何らかの文書を作成した事実はないとする実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

ウ 各種報告書について

特定公園に係る基本協定書によれば、指定管理者に提出を求めているのは、実施機関の説明のとおり各種報告書であることが認められた。職員Aが受傷したとされる運動会があった月の報告書を見分したが、労働災害に関する報告事項を確認することはできなかった。

また、各種報告書については南部公園緑地事務所の平成27年度行政文書分類表において「指定管理者協定関係書類」として5年保存となっており、実施機関において平成27年度のものについて廃棄したとの主張は、首肯できる。

基本協定書によれば、指定管理者が、その職員の受傷について実施機関に報告する義務はなく、本件事案について文書による報告はなされていないとする実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえない。

エ その他、実施機関が本件審査請求文書を保有していると推認させる特段の事情は認められない。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 9 月 1 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 10 月 11 日 (第274回第三部会) 令和 3 年 10 月 26 日 (第354回第一部会) 令和 3 年 10 月 27 日 (第407回第二部会)	・ 諮問の報告
令和 3 年 11 月 1 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 4 年 1 月 6 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令和 5 年 4 月 24 日 (第372回第一部会)	・ 審議
令和 5 年 5 月 25 日 (第373回第一部会)	・ 審議